

# お忘れの手続きはありませんか

熊本地震で被災した人への支援制度について、お忘れの手続きはありませんか。もう一度よくチェックして、早目にお手続きください。



## 医療費の一部負担金

- 対象 次の①～⑤のいずれかに当てはまる人
  - ①住家の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被害を受けた人
  - ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
  - ③主たる生計維持者が行方不明になった人
  - ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
  - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

### 一部負担金の免除

免除証明書を提示すると、医療機関などの窓口で支払う一部負担金が免除されます。  
(平成29年2月28日(火)まで)  
※り災証明書での免除は9月末で終了しました。

### 一部負担金の還付

すでに一部負担金を支払った人は、申請により還付を受けることができます。

## 国民健康保険

### ●免除証明書の申請に必要なもの

- ・保険証
  - ・世帯主の印鑑
  - ・窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
  - ・上記の①～⑤に当てはまることを証明する書類（り災証明書など）
- ※入院時の食費・居住費などは免除の対象になりません。

### ●申請・問い合わせ先

健康づくり推進課 国保年金班（西合志庁舎）  
☎242-1183

### ●還付申請に必要なもの

- ・保険証
- ・世帯主の印鑑
- ・世帯主の振込先口座が分かるもの
- ・窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ・上記の①～⑤に当てはまることを証明する書類（り災証明書など）
- ・医療機関などで一部負担金を支払った領収証

## 後期高齢者医療制度

### ●免除証明書の申請に必要なもの

- ・保険証
  - ・被保険者本人の印鑑
  - ・窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
  - ・上記の①～⑤に当てはまることを証明する書類（り災証明書など）
- ※入院時の食費・居住費などは免除の対象になりません。

### ●申請・問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎）  
☎242-1109

### ●還付申請に必要なもの

- ・保険証
- ・被保険者本人の印鑑
- ・振込先口座が分かるもの
- ・窓口に来る人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ・上記の①～⑤に当てはまることを証明する書類（り災証明書など）
- ・医療機関などで一部負担金を支払った領収証
- ・受診医療機関明細

## 保険料の減免

### 介護保険料 後期高齢者医療保険料

- 対象 被保険者またはその属する世帯の生計維持者が居住する住宅につき、受けた損害程度が半壊以上の人

※地震により世帯の生計維持者が死亡・行方不明・障害を受けた人、著しい収入減となった被保険者も減免の対象となる場合があります。詳しくはお尋ねください。

### ●申請・問い合わせ先

高齢者支援課 高齢者保険班（西合志庁舎）  
☎242-1109

### ●減免内容

- ・半壊・大規模半壊 … 1/2減免
- ・全壊 …………… 全額減免

### ●申請に必要なもの

- ・被保険者本人の印鑑
- ・振込先の口座が分かるもの
- ・り災証明書（写し可）

## 住まい

### 災害復興商品券

住宅や店舗の復旧工事費用の一部を商品券で助成しています。商品券は市内の登録店舗で利用できます。すでに工事が完了していても手続きできます。

- 対象 熊本地震で被災した住宅や店舗の復旧に必要な工事で、合計50万円以上の工事

※対象外の工事もあります。詳しくはチラシや市ホームページでご確認ください。  
※応急修理制度、被災者生活再建支援制度と同時に利用することはできません。

### ●助成額 商品券5万円分

※工事完了後に助成します。  
※市外の工事事業者を利用する場合の助成額も5万円になりました。すでに手続きをした人も対象になりますので、個別に通知しています。

### ●申請・問い合わせ先

商工振興課（合志庁舎）  
☎248-1115

### ●申請に必要なもの

- ・建物の場所が分かる地図
  - ・工事前、工事後の建物全体と工事箇所の写真
  - ・見積書、明細書、領収証
- ※詳しくは、申請書裏面でご確認ください。

### ●申請書配布

・合志庁舎（商工振興課）、西合志庁舎各支所、市ホームページ

### ●申請期限 平成29年3月31日(金)

### り災証明書

住家などの被害状況を証明するものです。被害認定調査を行ない、半壊以上と判定されると各種支援制度の対象となることがあります。

- 対象 被災した住家・非住家（納屋など）

### ●申請に必要なもの

被災した住家などの写真（プリントしたもの）、印鑑

### ●申請・問い合わせ先

総務課 交通防災班（合志庁舎）  
☎248-1112

### ●申請期限

期限はありませんが、り災証明書を必要とする各種支援制度には期限がある場合があります。早目にご申請ください。